豊橋創造大学及び豊橋創造大学短期大学部と国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所との

連携・協力に関する協定書

豊橋創造大学及び豊橋創造大学短期大学部(以下「豊橋創造大学」という。)と国土交通省中 部地方整備局豊橋河川事務所(以下「豊橋河川事務所」という。)は、次のとおり協定を締 結する。

(目的)

第1条 この協定は、豊橋創造大学と豊橋河川事務所が信頼関係を基盤に、緊密かつ組織的 な連携・協力の推進・強化を図るものである。豊橋創造大学にあっては、教育・研究 及び地域社会への貢献について、豊橋河川事務所にあっては、社会資本整備・維持、 防災知識の普及、水辺利用の推進による持続可能で活力ある安全・安心な地域づくり について、相互に連携・協力し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とす る。

(連携・協力事項)

- 第2条 豊橋創造大学と豊橋河川事務所は、第1条の目的を達成するため、次の事項につい て連携・協力を図るものとする。
 - (1)教育・研究及び地域社会への貢献に関すること
 - (2) 社会資本整備・維持に関すること
 - (3) 防災知識の普及に関すること
 - (4) 水辺利用の推進に関すること
 - (5) その他、両者が必要と認める事項

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただ し、有効期間満了の3か月前までに、豊橋創造大学又は豊橋河川事務所のいずれから も改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年11月14日

豊橋創造大学 豊橋創造大学短期大学部

学

伊藤晴康

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所

事務所長

